

給与支払報告書の提出について

当市の税務行政につきまして、日頃からご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
給与支払報告書の総括表を送付いたしますので、下記のいずれにも該当する従業員がいる場合には、必要事項をご記載の上、給与支払報告書（個人別明細書1人につき1部）と併せてご提出ください。該当する従業員がいない場合は、提出不要です。

- ▶ 令和6年1月1日（退職者の場合は退職日）現在、久喜市在住である
- ▶ 令和5年中に給与の支払がある

※ 独自様式の総括表を使用する場合でも、こちらの総括表を同封してください。
※ 総括表は、報告人員が普通徴収に該当する従業員のみの場合でも、ご提出ください。

【提出期限】令和6年1月31日（水）（消印有効）

記載要領

1. の箇所を記載してください。（詳細は総括表の説明欄をご覧ください。）
2. 所在地、名称、電話番号等に修正がある場合は、朱書きで訂正してください。

令和6年度（5年分）給与支払報告書（総括表）【提出期限】令和6年1月31日（水）											
追加 令和 6 年 1 月 15 日 提出						特別徴収義務者指定番号					
訂正 久喜市長 あて						9 8 7 6 5 4 3 2 1					
給与の支払期間		令和5年 1 月分から 12 月分まで				提出区分		（年間分）・退職者分			
個人番号又は法人番号		1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3				給与支払の方法・期日		月給 毎月25日			
郵便番号		〒 346-0022				事業種目		製造業			
所在地（住所）		埼玉県久喜市下早見8番地の3				提出先市区町村数		15		久喜市	
（フリガナ）		サイタマケンクキシシモハヤミ				受給者総人員		120		人	
名称（氏名）		久喜株式会社				特別徴収（給与天引）		10		人	
代表者の職氏名		代表取締役社長 久喜 太郎				普通徴収切替理由書の合計人数		3		人	
経理責任者氏名		人事課長 久喜 次郎				報告人員		13		人	
連絡者の課・係・氏名		人事 課 給与 係 氏名 久喜 花子				前職分（他社分）給与を含んで年末調整をした従業員はいますか。		はい		いいえ	
電話番号		電話 0480-22-1111 内線（5555）				※該当がある場合は、個人別明細書の摘要欄に前職の会社名、支払金額、社会保険料等を明記してください。					
会計事務所等の名称・電話番号		久喜一郎税理士事務所				納入書		要		不要	
* 普通徴収とする場合は、普通徴収切替理由書の提出が必要です。											

1月1日現在において給与の支払があった総従業員数（他市区町村含む）をご記載ください。

久喜市への報告人員のうち、普通徴収（個人納付）に該当する人数をご記載ください。
※普通徴収切替理由書（兼仕切書）の合計欄から転記してください。

個人別明細書の摘要欄に記載がない場合、前職分の合算はないものと判断します。

《個人別明細書の記載例》
（摘要）前職 イチョウ久喜株式会社
支払金額 2,218,556 円
社会保険料 390,684 円
退職日 R5.10.31

久喜市作成の納入書を使用して、金融機関の窓口等で納入する場合は、「要」を○で囲んでください。

説明欄

- ① 追加報告のときは「追加」訂正の場合は「訂正」とそれぞれ○で囲んでください。
- ② 「給与の支払期間」欄には、「報告人員」に給与を支払った期間を記載してください。
- ③ 「個人番号又は法人番号」欄には、給与支払者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載してください。なお、個人番号を記載する場合は、左欄を1文字空けて記載してください。
- ④ 「受給者の課・係・氏名、電話番号」欄には、報告書について応答する者の氏名、所属課、係名及びその電話番号を記載してください。
- ⑤ 「提出区分」欄は、退職者についてはのみ給与支払報告書を提出する場合には、「退職者分」を、その他の場合は「年間分」を○で囲んでください。
- ⑥ 「給与支払の方法・期日」欄には、月給、遅給等及び毎月20日、毎月15日等と記載してください。
- ⑦ 「受給者総人員」欄には、1月1日現在において給与の支払をする事務所、事業所等から給与等の支払を受けている者の総人員を記載してください。
- ⑧ 「報告人員」欄には、提出先の市区町村に対して「給与支払報告書（個人別明細書）」を提出する人員（退職者人員を含む。）を延べ人数で記載してください。なお、普通徴収とする場合は、普通徴収切替理由書の提出が必要です。

普通徴収切替理由書について

平成27年度から、埼玉県と県内すべての市町村では、市・県民税の給与からの特別徴収を徹底しています。これに伴い、普通徴収切替理由書（兼仕切書）に記載されている符号（普A～F）の理由に該当する場合を除いては、すべての従業員が特別徴収となります。

次の留意事項をご確認の上、給与支払報告書をご提出ください。

留意事項

▶ 次のいずれかに該当する場合は、特別徴収となります。

- ① 普通徴収切替理由書（兼仕切書）の提出がない場合
- ② 符号（普A～F）の理由に該当しない場合
※事業主や従業員の希望で、普通徴収とすることはできません。
- ③ 個人別明細書の摘要欄に、該当する符号の記載がない場合

▶ 普通徴収とする従業員がいる場合には、普通徴収切替理由書（兼仕切書）の各符号に該当する人数を記載してください。

普通徴収切替理由書（兼仕切書）		
市区町村名	久喜市	指定番号 9 8 7 6 5 4 3 2 1
事業者名	久喜株式会社	
符号	普通徴収切替理由	人数
普A	総従業員数が2人以下 （下記「普B」～「普F」に該当する全ての（他市区町村分を含む）従業員数を差し引いた人数）	8 人
普B	他の事業所で特別徴収（乙欄該当者など）	人
普C	給与が少なく税額が引けない （年間の給与支給額が93万円以下）	1 人
普D	給与の支払が不定期 （例：給与の支払が毎月でない）	人
普E	事業専従者 （個人事業主のみ対象）	人
普F	退職者、退職予定者（5月末日まで）及び休職者	2 人
合計		3 人

複数の理由に該当する場合は、いずれか1つに人数をご記載ください。

普Aは、総従業員数（※）のうち、普B～Fの該当者（※）を除いた人数が2人以下の場合のみ該当します。
※他市区町村分を含みます。

個人別明細書の摘要欄に該当する符号をご記載ください。
※普Fの退職等がR6.1.1以降の場合は、当該日（予定日）を併記してください。

《個人別明細書の記載例》
（摘要）普F（R6.3.31退職予定）

総括表の「普通徴収切替理由書の合計人数」欄に転記してください。

- 普通徴収とする場合は、個人別明細書の摘要欄に該当する符号（普A、普Bなど）を記入してください。
- 符号「普F」欄の休職者とは、休職により4月1日現在で給与の支払を受けていない場合に限ります。
- 複数の該当理由がある従業員については、該当理由のいずれか1つに人数を記入してください。
- 次のいずれかに該当する場合は、特別徴収となります。
(1)普通徴収切替理由書が未提出 (2)上記の理由に非該当 (3)個人別明細書の摘要欄に符号が未記載

※ 令和5年度中に普通徴収となった従業員が、復職・再雇用等により、同事業所での特別徴収を再度希望する場合には、摘要欄にその旨を記載した特別徴収分の個人別明細書と併せて、「特別徴収切替依頼書」をご提出ください。

※ 給与支払報告書を提出後、退職・休職等により令和6年度の特別徴収ができなくなる従業員がいる場合には、「給与支払報告に係る給与所得者異動届出書」をご提出ください。

個人事業主の方へ

マイナンバー制度の導入に伴い、個人事業主の方は、総括表に個人番号（12桁のマイナンバー）をご記載の上、番号・本人確認書類の写しを添付してください。

《番号・本人確認書類の例》

- ▶ 個人番号カードの両面（表・裏） ▶ 通知カード+運転免許証/パスポート等

租税条約の適用について

租税条約に基づき、市・県民税の免除を受ける従業員については、**個人別明細書の摘要欄に免除対象額および該当条項「〇〇条約〇〇条該当」を朱書きの上、管轄税務署の受付印が押印された「租税条約に関する届出書」の写しを、3月15日までにご提出ください。**

所在地・名称等の変更について

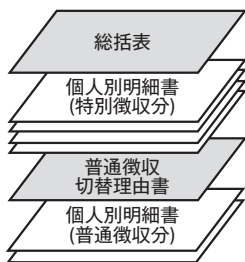
給与支払報告書の提出後、所在地、名称の変更や会社の合併・分割等があった場合は、**「特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書」をご提出ください。**

ご注意ください

- ▶ 提出期限を過ぎて給与支払報告書を提出された場合、**「新年度6月分からの特別徴収（税額決定通知の送付）」が間に合わない**ことがあります。必ず期限内にご提出ください。
- ▶ 個人別明細書の記載誤り等により再度提出する場合には、**「摘要欄に朱書きで「訂正分」と記載**してください。記載がない場合、税額が正しく計算されないことがあります。また、総括表等も再度添付してください。
- ▶ 給与所得者異動届出書、特別徴収切替依頼書、特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書について、新年度当初から反映を希望する場合は、4月15日までにご提出ください。

提出方法と送付先

下図の順に束ねてご提出ください。



※ホチキスは使用しないでください。

送付先(点線で切り取り、宛名ラベルとしてご利用ください)

〒346-8501

埼玉県久喜市下早見85番地の3
久喜市役所 市民税課

給与支払報告書 在中

電子提出義務について

令和3年1月以後提出する給与支払報告書については、前々年における給与所得の源泉徴収票の税務署へ提出すべき枚数が100枚以上であるときは、eLTAx（エルタックス）等による電子提出が義務付けられています。

当市では、**電子提出を推奨**しており、**100枚未満の提出においてもeLTAxをご利用**くださいますよう、ご協力をお願いいたします。

特別徴収税額通知の副本データ送付廃止について

令和3年度税制改正により、令和6年度から、**特別徴収税額決定通知の電子データ(副本)の送付が廃止**となります。これまで受取方法を、「書面(正本)+電子データ(副本)」として希望された特別徴収義務者の方には、書面(正本)と電子データ(副本)をお送りしていましたが、今後、電子データ(副本)の送付はいたしません。

対象となる特別徴収義務者の方は、下記のとおりです。

- ▶ eLTAxにより給与支払報告書を提出し、受取方法を「書面(正本)+電子データ(副本)」として希望されていた特別徴収義務者の方
- ▶ 光ディスクにより給与支払報告書を提出し、併せて電子データ(副本)書込み用の光ディスクを提出されていた特別徴収義務者の方

特別徴収税額決定通知（納税義務者用）の電子化について

令和6年度から、eLTAxにより給与支払報告書を提出し、個々の納税義務者に対し、電子データにて、特別徴収税額決定通知書（納税義務者用）を提出する体制が整った特別徴収義務者が希望する場合は、特別徴収税額決定通知（納税義務者用）についても電子データでの受取が可能となります。

これにより、eLTAxでの受取方法の選択は下記のとおり変更となりますので、ご注意ください。

	特別徴収義務者用	納税義務者用
①	電子データ（正本）	電子データ
②	電子データ（正本）	書面
③	書面（正本）	電子データ
④	書面（正本）	書面

※電子データ（正本）を選択された場合、書面での通知はいたしません。

★eLTAxの導入等については、以下のホームページをご覧ください。
◀ eLTAxホームページ：https://www.eltax.lta.go.jp ▶

問合せ先

久喜市役所市民税課 TEL 0480-22-1111（代表） 内線2682～2688